

## 第86回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）

- 第1 開催日時 令和7年8月25日（月）午後6時30分～午後8時15分
- 第2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール  
出席23人（欠席4人）  
佐々木善信（副会長）、浅野秀美、伊津野孝雄、海老沢行子、  
加藤栄作、川村信市、佐野達男、更田俊郎、宍戸良雄、田中一枝、  
原谷幸雄、増田雅則、宮下政美、森田美智子、山内一昌、山田知映美  
荻原正樹（副会長）、上野洋樹、垣花満、窪田秀文、澤田忍、  
鷹林勝、山賀則夫  
※ 名前の表示は、正副会長を除き、選出区分別五十音順  
事務局 小暮与志夫、倉林真理子、竹内弘子
- 第4 会議の公開 公開
- 第5 傍聴人の数 3人
- 1 開会
  - 2 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 藤吉委員長による講義  
「海外（EU）のごみ処事情」
  - 3 前回会議録の確認等
  - 4 協議事項
    - (1)（仮称）新リサイクルセンター整備工事に関する工事協定書について
    - (2)（仮称）新リサイクルセンターの屋上の利用について
  - 5 報告事項  
（仮称）新リサイクルセンターに関する生活環境影響調査について
  - 6 その他
    - (1) 令和7年度地元協議会施設見学会の報告について
    - (2) 委員改選について
    - (3) 次回日程について
  - 7 閉会

配付資料

- 【資料1】 ふじみ衛生組合地元協議会委員名簿（第8期）
  - 【資料2】 第86回ふじみ衛生組合地元協議会タイムスケジュール
  - 【資料3】 第85回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）
  - 【資料4】（仮称）新リサイクルセンター整備工事に関する工事協定書（案）
  - 【資料5】（仮称）新リサイクルセンターの屋上の利用について
  - 【資料6】 広報ふじみ衛生組合 NO.47特集号（案）
  - 【資料7】 令和7年度地元協議会施設見学会報告書
  - 【資料8】 ふじみ衛生組合地元協議会委員推薦について（依頼）
  - 【資料9】 令和7年度ふじみ衛生組合地元協議会及び安全衛生専門委員会  
スケジュール
- 【別添資料】 第41号三調だより（令和7年6月発行）

## 第86回 ふじみ衛生組合地元協議会

令和7年8月25日

### 1 開会

#### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、第86回ふじみ衛生組合地元協議会を始めさせていただきます。

まず、事前にお配りしました次第をご覧くださいませでしょうか。本日は、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の藤吉委員長から、「海外（EU）のごみ処理事情」について、質問時間も含めてご講義を1時間程度行っていただいた後に、協議、報告、その他事項と進め、午後8時半に終了する予定であります。

藤吉委員長の講義資料は、机上に配付させていただいております。

また、本日、会長が急遽欠席されることとなりましたので、進行をA副会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

#### 【A副会長】

皆さん、こんばんは。今、ご案内がございましたように、安全衛生専門委員会の藤吉委員長からご講義をいただきます。藤吉委員長は、廃棄物の専門家でいらっしゃるの、多岐にわたる知識をお持ちです。この後に地元協議会も控えているため、質疑応答を含めて7時半まで講義をいただく予定でございます。

では、藤吉先生、よろしくお願いいたします。

### 2 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 藤吉委員長による講義

#### 【藤吉委員長】

皆さん、こんばんは。ただいま紹介にあずかりました藤吉です。日本環境衛生センターを去年退任しまして、肩書は常勤顧問ということになっております。ふじみの皆さんとは長い付き合いでございますけれども、海外の話を行います。

環境省のほうから頼まれたりして、ヨーロッパ、EU、東南アジアや中国など、結構何度も行ったり来たりしていますので、そういう情報を少し整理して、もう一度、廃棄物処理、ごみ処理の原点を皆さんと一緒に考えたいと思い、今日は資

料を作ってまいりました。

日本の特殊性、ヨーロッパと比べたときの日本の優位なところ、あるいは足りないといったところを比較対照することでクリアに提示できるのではないかと  
いうふうに思っています。

日本でも、今、循環型社会を作ろうということで、プラスチックのリサイクル  
とか、缶、びん、紙とできるものはどんどんリサイクルしていこうという動きが  
高まっておりますけれども、そういう中であって、やはり焼却するのが一番だ  
という先生もいらっしゃるわけです。それから、いやいや、もう焼却場なんか造っ  
たらいけないという先生もいらっしゃるって、EUでも議論になっています。焼却  
という技術をどう評価するのか、大変大きな議論になっている。その辺を紹介し  
ながら、今、言ったように日本の特殊なところ、いいところ、悪いところをク  
リアに示していきたいと思います。

今日話そうとしておりますのは、地図にありますように、ヨーロッパという  
ところが、西のポルトガルから始めて上の方、北の方、東の方と色々な国がありま  
すけれども、これが皆、EUという共同体に入って、ごみ処理の実態をEUに報  
告しなければいけない。報告した内容で「ちょっと埋立てが多過ぎない？もっと  
減らす努力をして」とか、「焼却が多過ぎてリサイクルが少ないのでは？」など  
と言われる。EU全体としてのリサイクルは65%ぐらいにして、埋立ては10%ぐ  
らいにしようというのを目標として持っていますから、それに照らして「あなた  
の国は少し努力が足りないよ」というようなことで勧告されるわけです。

日本も、EUでは今どんな政策を打っているのか、環境省が日本は日本風でや  
ると言いながらも情報を集めて、その政策と比較するという、非常に気にしてい  
る地域です。そういう意味で、EUを取り上げるというのは意味があると思いま  
す。

「CEWEP」と下にありますが、この地図を作った団体で、Confederation  
of European Waste to Energy Plantsといいまして、ヨーロッパでWaste to  
Energyというごみ焼却発電施設を運営している人たちの組織です。ある意味、焼  
却を推す人たちというか、焼却は良いという人たちの組織で、こういう地図を作  
っている。

地図の中に赤い字と黒い字がありますけれども、黒い字はごみ焼却発電施設

の国別の数です。詳しくは、後でまたお話しします。

原点に戻って、ごみ処理というのは極めて重要なインフラです。これは、放っておいて誰かが片づけるものではなく、しっかり金をかけて、集めて、処理して、埋めてということをやらないと、町がこういう状態になる。

これは、東南アジア、インドネシアのジャカルタで一度こういうことが起きました。そのときの写真ですけれど、こういうことが起きないようにごみ処理というのはしっかりやらないといけない。時たまストがあったり、焼却施設が故障したりして、町にごみが溢れる。あるいは最終処分場で大きな雪崩が起きて、そこを閉鎖せざるを得なくなってこんなことが起きる。一度、こういった事が起きるとごみ処理がいかに重要な事業だったか、皆、気が付くのですが、意外と日本みたいに完璧にごみ処理をやっていると、誰かがただでやってくれると思ひ込んでしまいます。

世界的に見たら、ヨーロッパや日本のシステムよりこちらが多いのですが、どういう集め方をしているかといいますと、ご家庭から出たものを、自分の責任でトランスファー・ステーション(Transfer Sstation)という集積所に持っていく。このごみをリサイクルしたい人や欲しい人は持って行っていいことになっている。残ったものは、市の責任で運び、最終処分場まで持っていく。

最終処分場も、シートが無かったり、汚水を集めて排水処理をすることもなくて、単にスペースがあるだけというところが多いです。そこに土を被せるというのはまだいい方で、むき出しのままを放っておいて、中には、減量化するからと野焼きと言って火をつける。そういう処分場もまだ多いです。東南アジアも南米も多いのですが、実はEUの中でもこういう事をまだやっている都市があります。これは、ある意味でごみ処理の原点の姿なのです。

歴史的に見ていきますと、芸術品と言われているパリの町並みは、19世紀半ば、ナポレオン3世とオスマンのパリ大改造により形づくられました。ところが、そこには、ごみ処理というシステムがありませんでした。パリの町の建物は、全部マンションのような感じで立派な家がきれいに並んでいますけれども、その窓から皆がごみを道路に捨てていたのです。その頃、道路は馬車が通っていて、馬車の糞がコロコロ落ちているわけです。それで、町がどんどん臭くなって、ハエが湧くということで、1890年代にパリも含んだ県の知事をやっていたパベルさ

んがごみ箱を発案し、皆に「ごみ箱に出すように」言って、それを市が集めに行くからということでごみ分別のはじまりとなった。

ごみ箱のことを、フランス語ではパベルと言うのですが、パベルが始めた、パベルの箱だと言っているうちに、“きちんとパベルにごみを捨てるよ”という感じで定着していったのです。

それから、ロンドンも産業革命で工業化が進んで、当時は材木ばかり使うわけにいかないというので、蒸気機関の燃料には石炭を使っていて、石炭をどんどん燃やしていたので、大気汚染が大変でした。だから、大気汚染を少しでも和らげるためにごみを燃料にできないかということ、イギリスは結構研究するので。

1874年に、ノッティンガムに世界初の焼却動力施設みたいなもの“Destructor”というものが造られました。ロンドンでは煙害対策が重要視され、煙突の高さを規制する話がこの時期にもう始まったということで、衛生と環境対策は都市発展の基礎なのです。ここが都市の住みやすさを保障してくれるものだから、力を入れないといけないという認識がこの頃からあったという事です。

さて、日本はどうかといいますと、日本の過去100年のごみの量をプロットすると、我々はいかに戦後工業化によって産業活動を伸ばしていったか、それに連れてごみ量がいかに伸びていったかというのが如実に分かります。何やかんや言っても、第二次世界大戦前というのはやっぱり農業国なのです。だから、ごみが出ると、これは堆肥にして使えるという感じでごみは出ない社会だったということがよく分かります。ここから、一気に上がって、しっかりごみ処理インフラを造って処理しないといけなくなった。これを見ただけでもすぐそれが分かります。

歴史的に言いますと、明治時代、明治維新に、外国から沢山の人が入ってくる。そうすると、当然病気も入ってくる。明治時代に消化器系の伝染病が流行ったりして、近代的な国としてヨーロッパに負けないような国にするためには医学をしっかりと導入しなければいけないということで、明治政府はドイツに留学させて、近代医学の知識を入れたのです。その中心になっていたのが、コッホの細菌学で、病気を起こしているのは細菌で、細菌を殺すのは何やかんや言っても焼却が一番だと。「掃除をしろ」というのは江戸時代から割と細かく言われていまし

たけれど、「掃除して集めたものをしっかり焼却しろ」というのは、明治政府がドイツ流の近代医学、細菌学を学んでそのように指示をしたということです。

森鷗外は、率先して、細菌を殺すのには火が良いというのを信奉し切っていて、逆に細菌は空気中やいろんな所にうようよいるということがドイツに行って分かり、随分神経質になりました。浴槽の中には菌が沢山いると言って、お風呂にも入らなかったと。そういう人だったらしいです。良い菌と悪い菌がいると思ったのかどうかは分かりませんが。

その後、戦争があつて、戦争が終わった後、復興期に清掃法というものを一応作るのです。こういう法律がないとやっぱり世の中は動かないということで作るのですけれど、この頃はまだ自治体によってはコンポストを入れたり、まだ牧歌的でした。

その頃から、日本は中央が計画的にごみ処理施設を造らせようというので、全国の施設に対して5か年計画で施設を計画的に建てていくということを始めました。

それで、産業が復活してどんどん伸びて、産業廃棄物が出てくる頃になって、産業廃棄物と一般廃棄物を体系的に分けてしっかり法律でうたおうということで、1970年に現在の廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が出来上がると。この廃掃法もずっと改正してきていますので、ここで初めてそのベースが出来上がったということです。日本も終戦後、新しい国作り、あるいは社会作りには、清掃をしっかりやる組織を作って、人を作って、技術を作っていくことが極めて重要だという認識を持っていたということです。

日本では、そういう考えの下、経済成長の頃に各都市でごみ焼却、あるいはリサイクルセンター、あるいは最終処分場をどんどん造っていきましたが、それがうまく成功した国だということです。ここまでうまく成功した国はほとんどないという感じがします。

成功の原因を見ていきますと、経済成長が豊かな中間層を作り、それから衛生的できれいな環境への要求が高まって、結果的に市町村の財政力も向上し、これがベースになっている。それから、廃棄物処理法の適切な整備と見直しを継続的に行ってきた。だから、処理責任とコスト負担者を明確化し、外部不経済の内部化を行った、これは産廃のことを言っているのですけれど、産廃は産廃の発生者

がきちんと責任を取りなさいという構造をしっかりとさせた。

それから、体制整備に必要な技術の開発が適切に行われた。ヨーロッパのものを導入するというのもやりましたけれど、自ら開発するというのも一生懸命やって、そのときに自治体も随分協力したのです。自治体の方から呼びかけて、造船会社や鉄鋼会社がそれに乗っかってくるという感じで、日本の清掃業の最初は、清掃プラントをやっていなかった人達に自治体が声をかけてそういうものを造って伸びてきたという構造があるのです。

さらに、必要な人材養成が組織的に行われたこと。実は、焼却施設やリサイクル施設、最終処分場にはしっかりと専門知識を持った人を置かないといけない。そのための教育をするために、「技術管理者」という制度を作りました。日環センターに来てしっかりスクーリングを受け、試験に合格して初めて技術管理者になれる。私どもの組織は、ずっとそういうことをやってきました。

最後に、一番大きいのは、中央政府が財政的・技術的にずっと継続的に自治体のごみ処理施設の整備とか政策に支援をしてきたことです。こういう国は、ありません。本当に珍しい国なのです。そういうことは自治体の責任で勝手にやってください、中央は知りませんというのが多いです。

日本のごみ処理の特殊性なのですが、我々が出したごみをしっかり処理するために施設整備をしなければならない。これは当たり前のことですが、忘れがちです。日本は、住民税と、ごみ袋の利用料金徴収を財源としていますけれども、市の一般財源で賄われている。それから、ごみ焼却炉や最終処分場は建設に大変大きな金が要するということがありまして、日本政府は戦後廃棄物政策で自治体のごみ処理施設建設を財政的に支援してきた。こんな国はない。それで、市民にはごみは自治体がタダでやってくれるという錯覚が起きているという面もあるわけです。

日本型のごみ処理モデルの思想的背景ということで、明治維新に衛生、近代医学というのを導入し、近代国家の証明は衛生医学病院をしっかりと持っているというのが重要だという認識があったわけです。

それから、戦後、公衆衛生というのをしっかりと確立しないといけない。それが民主主義の基盤になるという感覚が日本にはあった。

ごみ処理というのは福祉と科学の結合点で、憲法にある皆が最低限度の文化

的生活を保障する、ごみ処理をしっかりとやってあげないと文化的な生活とは言えない、そこから来ているのです。だから、国家主導で整備されるにふさわしい思想的土台があったのだと思います。

では、現在の日本ではどうかといいますと、そういう意味で、自治体の職員が直接自分で開発したり、それを高めたり、あるいは技術を勉強しに行ったり、ごみ処理をどんどん近代化していったという歴史が基本です。そういう中にあって、人材不足、技術が発展し高度化していく中、なかなか自分達では、やっていけない時代になってきた。それで、日本では自治体の責任で直営でごみ処理事業をやってきたわけですが、ごみの収集から中間処理、そして最終処分まで自治体職員が担当してきたという、長い歴史を持っています。

技術管理者を養成するときに、うちに講師で来る田中勝先生は講義の中で、「ごみ処理は誇りを持ってやりなさい。もっとプライドを持って、使命感を持ってやりなさい」といっています。

ごみ処理技術の開発にも積極的な自治体が多かった。それで、最近では人手不足から、設計・建設・運営を一括して民間に頼む事業方式、DBO (Design・Build・Operate) というのが増えてきました。これは、背景には人材不足、技術の高度化というのがあります。DBOとは、施設の建設と運営を一体で発注する方式で、ふじみ衛生組合もこの方式で建てたわけです。

運営のやり方を工夫すれば、施設の内容を簡略化して建設費を下げたり、少し自動化を入れて人件費を下げたりできるプラス面、デザインするプラントメーカーにお願いした方が直営でやるより経済性があるということで、皆さんそちらへ流れていっているという状況です。

EUではどうかということですが、EUは第二次世界大戦後、ドイツをはじめほとんどが戦場になっていましたから、一度廃墟になりました。ドイツは、そこから立ち上がるために、公共インフラは第三セクター的に造らないといけないという意識がありました。それで、廃棄物処理公社、あるいはシュタットベルケという公共企業という組織が作られて、日本の第三セクターと違うのは、自治体からごみ処理費用をもらうけれども、その後の運営はしっかり独立採算でやるという構造です。株式会社の独立採算制の指向性を強い形でやっていて、日本の一般財源でやっているのと一番違う点です。

これで、長年やってきたわけですが、実は最近の動向を見てみるとどこかで緩んできて、効率が悪くなり、新しい事業を始めるにもなかなか内部の人だけではやれないとか、人件費が上がり、赤字になっているという話が出てくるのです。

そういう中に、やはり、シュタットベルケといえども民間とも組んでいこうかということで、ケルン市のシュタットベルケがいろいろと行き詰まってきて、工夫したのがこの運営事業体ですけれども、シュタットベルケは、もともとこれを全部やっていたのです。ごみを焼却して埋めるぐらいだったらここでよかった。そこにメタン発酵を入れようとか、リサイクルを入れようとか、プラスチックリサイクルを入れようとかというと、なかなか事業拡大するときの人材や発案する人がいなかったのので、REMONDISという資本力がある民間のごみ処理業者が49%資本を出していろいろ提案したりして、この下に100%子会社を作ったのです。そこの一つがコンポストをやり、一つがリサイクルをやり、一つは施設整備のことをずっと請け負う構造ができ、やはり組織的に活性化するような工夫をしないとシュタットベルケといえどもうまくいかないという状況は今もあるわけです。

例えば、リサイクルを新しくやる。灰を資源化する。あるいは、プラスチックの資源化をやろうといったら、ここにぶら下がる100%子会社を作ってやらせる構造です。それぞれが独立採算ですので「ずっと赤字です」と言うようなことは、許されないという感じです。

私が2年前に行ったウップタールというところで、これもシュタットベルケですけれども、同じようにいろいろな事業をやらないといけないということで、こちらは、焼却して発電した電気がヨーロッパではいつも高く売れるとは限らない。変動の中、市況で売るしかないということで、下がった時の対応として、電気で水を電気分解して水素を作り、できた水素で水素バスを動かすということをやっています。この州では、そういう事業に、補助金を出してくれるので、そこに参加している。

ヨーロッパでは、新しい試みに補助金を出してくれる。全く新しくもない小さな焼却炉に補助金を出すのは、日本だけです。そういう意味で、新しい試みに補助金を出して一歩先を行ってもらおうというのがドイツ風、EU風だといえます。

そういうところの焼却施設を見せてもらい、もっとびっくりしたのは、古い焼却施設を大改造して新しい焼却を造っていて、古いものから新しいものまで何世代にも渡って、並んでいる。3世代ぐらいが並んでいる排ガス処理は、全部1炉1系列で造っていないです。5炉あって排ガス処理が3系列しかないとか、3つ動かして2つは休ませるといような状態。だから、排ガス処理は3つでいい。ダンパーを切り替えて、今日はこっちに流して、明日はあっちに流してという感じで、それくらいコストを削減する工夫をしているということです。本当にびっくりしました。ここは、ドイツでは環境都市で有名なところでありますが、ここは、あまり日本では紹介されませんが、環境都市として世界に発信している都市です。

もう1つは、PFIという手法です。日本でも焼却炉をPFIで建てたケースがいくつかありますが、そんなに多くはありません。中国が、今、PFIでどんどん建てている。それから、イギリスもアメリカもPFIでやっている。

PFIというのは、初期資金がない自治体が、国の支援もない、ごみ処理施設のインフラの整備が進まないといったときに、初期資金と建設と運営を一体でやってくれる事業者チームがいる。彼らに頼むと、ごみ処理をやってくれる。やってもらった量に応じた処理費を払うだけでよいから、高額の初期資金が要らないわけです。処理してもらった分だけ金を払えばいいという関係になっている。結構いろんな都市で、これを導入できれば施設が建って、ごみ処理をやってもらえると。処理費を払うだけでよいので、自治体は専門の職員も要らないし、計画準備も要らないということで、割と楽でよいと。複数のPFI事業者が来たら入札で決めればよいので、非常に合理的でよい方法だということになっています。イギリスやアメリカや中国では、ほとんどこれを行っているということなのです。

このように、技術を持っている、資金調達もできる事業者チームが今世界中で市場を作って、公共サービスを経済的にやれる流れができてきている。だから、こういう人たちは、実は日本も、我々が行ってPFIで安くやってあげましょうかという感じで、ある意味日本市場は狙われています。

EUでは、循環経済の形成と脱カーボン、CO<sub>2</sub>をどう削減するかという政策が進行しています。この進行している状況を環境省は、プラスチックリサイクル

はどんな政策になってきたかとか、そういうことを気にしています。

EUがオーソライズして議会承認をもらった指令で、構成している国々にこういうことを守ってくださいという「廃棄物枠組み指令」というものが出ています。その中で、資源化率を何年までに、あと5年ぐらいで65%まで上げましょうとか、最終処分率は10%まで下げましょうとか、そういった目標が書いてある。この目標というのは、大体ドイツがちょうど今達成しているような状態が参考にされている。

南の国や東の国は埋立て依存が強く、なかなか守れない。守れなければまず焼却炉を造りますかという話もありますが、そこにもまたいろいろハードルがある。

北の北欧では、実は焼却率が高く、やはり資源化率が守れていない。そういう国々には、またEUが勧告する。焼却率を下げてリサイクル率をもっと上げるようにしてくださいと。ところが、寒い国は焼却が必要なのです。なぜかという、寒さに耐えるためには地域暖房をしないといけない。地域暖房のエネルギー源も焼却から出てきますから、焼却をやめろと言ったら暖房の燃料に何を使うんだ、天然ガスか。天然ガスを使えばもっとCO<sub>2</sub>が増えてしまう。だから、65%というのはなかなか守れないし、守る気もないという感じでけんかがある。リサイクル率65%を守ると地域暖房の燃料が足りなくなるという、矛盾を抱えているのです。EUはこんなに進んだことをやっているとは日本からは、見えますけれども、EUの中でもけんかをしているというのが実態です。

EUの「廃棄物枠組み指令」というのを詳しく説明しますと、主な内容ということで、廃棄物の定義、分類、処理責任、そういったものを明確化する。それから、ごみの階層(waste hierarchy)を防止、再利用、リサイクル、熱回収、埋立てというふうに、上に行くほど優先されますという原則を守ってくださいという、哲学的な指令を持っています。

それから、EPRといって、拡大生産者責任という制度を導入していきましょう。商品を作った製造元が最後のリサイクルや処分に責任を持つべきだという考え方です。これを、いろんな形で、いろいろ障害があるかもしれませんが少しずつ増やして行ってくださいということです。

それから、埋立ての削減と高付加価値リサイクルを奨励しています。

国家ごとの廃棄物管理計画と予防プログラムをきちんと作って、このヒエラルキーの方向に向かっているかどうかを判断して、向かっていれば、必要な廃棄物処理施設の整備資金をEUが出してくれるということになった。経済的な支援は出すという感じです。

2018年に再改訂されて1番新しいのでは、循環経済に向かうということでEPRがさらに強くなってきた。これが、EUの議会を通して指令として出ている内容です。

先ほど言いましたように、廃棄物処理の優先順位というのはどういうことかという、日本の3Rと同じです。発生抑制、日本ではリデュースと言っていますが、Preventionというのが頭にある。それから、リユースをしましょう、リサイクルをしましょう、リカバリーをやりましょうと。熱やいろいろな資源のリカバリーをやるという概念を入れたのです。これが、随分、環境派とけんかになった。「熱なんか回収したって環境はよくなるよ」という環境派が強くて、最初は入れさせないという話でした。それで、最終処分とリカバリーは抜きにして、循環型社会を作りましょうと。言ってみれば、日本が3Rと言っているのはこれです。そうではなくて、リカバリーも重要だということを政府などが積極的に言って、最後にリカバリーというカテゴリーをしっかりと認めさせて、ようやく手打ち式となったのです。

ヨーロッパという国をよく見ると、世界の縮図なのです。焼却施設が50%を超えるような、リサイクルも非常に高い国があるかと思うと、焼却がなくて、まだほとんど埋立てでごみ処理をしているという国もたくさんあるのです。これだけいろんなタイプの国がある中で、5年後にはリサイクル率65%を目標にしましょうというのはよく作ったなという気がしています。国ごとに少し目標を変えてもいいのではないかと。一気に資源化率65%に向かって努力しましょうと言うのには、あきれてしまいます。

北欧のほうは、逆に資源化率をなかなか上げられない。焼却した熱が要る国は、なかなか上げられないのです。そういう国もあるということで、EUというのは矛盾の塊なのです。そのような理解をしてもらうと、この図の見方が、EUの実態がよく分かります。

これは最初に見せました図ですけれど、国ごとにどれぐらい焼却施設がある

かということで、注目してほしいのがイギリスです。2022年で57施設できた。10年前はほとんど焼却炉がなくて、3か4ぐらいしかなかったのです。だから、この10年でいかにイギリスが焼却炉を次々と建てているかという感じです。

数的には116と多いフランスですけれど、焼却処理率は30%ぐらいしかありません。コンポストその他のやり方も入れていまして、こういう感じになります。

東の方は、ほとんど焼却炉がないようなところが多くて、スペインもポルトガルも焼却率は低いです。そんな特徴があって、南の方は焼却が少なく、北の方は焼却率が高い。その間にあって、イギリスはずっと埋立てばかりやっていたのですけれど、最近になって急に焼却炉をどんどん造るようになった。

デンマークをちょっと紹介しますと、コペンハーゲンの焼却処理率は39%で、埋立て処分率は1%ぐらいしかない。リサイクル率が52%で、なかなか65%には届かない。それで、EUからもう少し上げなさいと言われていたのです。今年の7月から強制リサイクル法が施行され、各自治体は生ごみ、資源ごみ、有害ごみを分別回収しなければならなくなった。10カテゴリーぐらいに分けて、カテゴリーの名前も全国で統一したのです。なかなか思い切ったことをやったと思います。そうすると、焼却施設に来ていた可燃ごみが3割から4割減ってしまう。独立採算でやっていますから、熱を売って電気を売って初めて成り立っている焼却施設が、燃料不足に陥るわけです。そういうことを政策で出してよく反対しなかったなという気がしますけれども、それで動いているのです。EUからこういう指令が出たからやらざるを得ないとやっている感じです。

それは、デンマークだけでなく、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドも同じで、近隣自治体のごみを競争して取りに行く、入札で安く取ってくるという競争が始まっています。中には、スポットでバイオマスを入れたり、イギリス、東欧からごみを輸送してきたりして燃料を確保する状況が実態なのです。

日本とEU、特に北欧との比較で言いますと、焼却処理率が日本は90%ですけど、北欧では50%ぐらいいっている。熱回収は、日本の場合は中小施設が多く、北欧ほどはやれていない。

それから、CO<sub>2</sub>の問題は、実は北欧のほうは、焼却施設のCO<sub>2</sub>については排出量取引をかけてもいいような流れになってきています。日本はまだ全然そこまでいっていません。

それから、有機系のごみですけれども、バイオガス化して堆肥を利用するという場合の受皿（農業）が日本は弱い。欧州は、ある程度受皿がある。

事業主体は、日本の多くは自治体直営ですけれど、向こうは公共企業というのが独立採算でやっている。

料金制度も、日本は住民負担を回避して、費用が一般会計でやられているから、費用に対する感覚が日本は弱くなっている。

そういうところが違いですけれど、これは北欧と比較した場合で、南の国はどうか。先ほど言ったあまり焼却のない国、イタリアやスペインの状況ですけれど、実は国の支援がないので、富める自治体と貧しい自治体でごみ処理施設の整備のレベルが大きく異なっている。Waste to Energy施設も、コンポストとかの資源化施設、MBTと申しますけれども、これを持っている都市、バルセロナとかマヨルカ島というのは極めて高度な施設を持っている都市です。ところが、農村地区などの小さな都市は、埋め立て処分場もなく、ある一角が処分場というか、捨て場になっているだけだということもあります。いわゆるオープンダンピングな場所しかないという町も村も結構あると。それが、やっぱり世界の縮図だと思います。

技術も資金調達もできる人たちがいるだから、PFIでごみ処理をやってもらえばいいと思うわけです。ところが、ごみ発電をしてごみの電気が売れる送電網があるか。この自治体のごみトン当たり5,000円ぐらいの金をきちんと払えるかどうか。この2つがネックになって、なかなかそれが払えない都市に、こういう人たちはやってくれません。それはもうドライなものです。「全然もうけが上がりませんからやらないよ」と、トン当たり4,000円ぐらいが払えないところに、PFI事業者は誰も行ってくれない。そういうのが、ヨーロッパにもまだいっぱいあるのです。

リサイクルでごみ処理を進めようという、生ごみ中心にコンポストにして農業で使えばいいじゃないかと結構そういう施設を造っている国もあります。焼却の少ない国は、結構コンポストを入れたりしているのですが、品質が悪い。それで、農業の方もこんなものを持ってこられても困ると言って、逆にコンポストが山になってしまうという事態もあつたりしている。

それから、容器包装プラスチックを再生して使おうと思っても、質が悪いから

パレットぐらいにしかならない。それは日本も同じです。そういう状況がありますので、リサイクルでゴミ処理を進めようと言っても、なかなか現実にはうまくいかない。やはり、焼却炉が一つ要るねという感じです。

持続可能な環境タクソミーというのがヨーロッパにあって、一番先端の考え方です。これは、ヨーロッパは国の支援で資金調達ができない国だから、民間の投資家にぜひここに投資してくれということで資金を集めるのです。その投資家達に、この技術は環境にいい技術だからぜひ投資してくれというと、第三者が専門的に評価してくれるというシステムで、評価された技術については投資が集まってくる。そして、環境に負荷が大きいと言われてしまった技術については誰も投資してくれないということで、技術を選択していこう。これがタクソミーという考え方です。

ヨーロッパでは、企業が財務会計を専門家に頼んで財務報告書を作るように、しっかり環境報告書というものを作っています。その環境報告書の中にもタクソミー的な第三者の評価を入れなければいけなくなっている。環境に良い技術をたくさん出している企業だということを出してもらえば、そこに投資が多く集まるというやり方なのです。

どういうことかという、気候変動の緩和、気候変動の適応、水資源と海洋資源の持続可能な利用保全、サーキュラエコノミーへの移行、汚染の防止と管理、生物多様性とエコシステムの保全と再生といった6つのテーマについて、環境に優しい技術か阻害している技術かという判断をしてもらう。これは専門家が第三者的にやるということになっています。

この6つの環境目標のうちの1つ以上に実質的に貢献している。残りの環境目標に大きな損害を与えない。最低限のセーフガードに準拠している。技術スクリーニング基準に準拠して合格と言われている。といったことを条件としてこの考え方を普及させようと言っているわけです。

この考え方についても、実はWaste to Energyはどっちだ。グリーンなのか赤なのかという感じで、天然ガスとゴミ焼却発電が議論の対象になって、ペンディングになっている。環境側は、「あんなのは、CO<sub>2</sub>も出すし、飛灰という有害ゴミも出す。それをどんどん増やされたら困る。推進できる技術とは言えない。」と言い、「いやいや、当面はこれがないと埋立処分から脱出できませんよ。リサ

イクルしたって質の悪いリサイクルは残渣をいっぱい出すんだから、その処理は誰がやるんですか。」という論争になっている。

今だに、ペンディングになったことを受けて、EUも赤とグリーンしかカテゴリーを作っていなかったのに、信号機みたいに真ん中のカテゴリーとしてイエローを作った。イエローに近いような状況であれば資本家も少し投資できると。あまりドラスティックに赤か青かと二分するようなやり方はやめようとなっているのです。

イギリスのごみ処理は変わっているということを少し話します。実はイギリスは湿地が多かったので簡単に埋立地が造れた。そういう背景があって、全部埋立てでやりますからごみ処理費が安かったので、わざわざ高いごみ焼却発電施設を造る必要がなかったのです。

ところが、EUに入っていた時期に、あなたのところは埋立てが多いから減らしなさいと言われて、ごみ焼却の建設を始めようというので、最初は大手のPFI事業者に頼んだのですがなかなかやってくれなかった。ところが、イギリスの当時の政府は、PFIの事業者に、自治体が破綻してしまっただけでなく、長期債務の担保を国が取ると言ってくれたので、一気に進みました。ここは、日本に近い感じです。

国が責任を取ってくれると言ったので、発注仕様書といいますか要求水準書が「何だこれは」というぐらいどんどん豪華になっていきました。しかも周辺の住民との接点になるようなところのスペックが高くなり、合意形成にもつなげると、日本とそっくりです。

これを10年ぐらい続けて、このままでは駄目だと言ってやめにした。やめると、もうPFIの手を挙げる事業者はいないかと思ったら代わりの人たちが現れた。日本では、自治体の責任は最後までずっと残る構造になっていますけれども、イギリスは委託したらその後は委託先の責任となり、市町は全く責任を取らなくていいという構造です。アグリゲータ（回収業者）という、自治体とごみの取扱契約をした、自治体のごみを扱う権利を持っている人達がいて、PFI事業を組成する。これをマーチャント方式と言っています。したがって、ごみのアグリゲータという商売が成り立っておりまして、これは自治体とごみを扱う権利を契約し、多くの自治体からごみを集める権利を持った事業者で、PFI事業者と組

んでごみ発電事業を組成するわけです。PFI事業者にとってごみが来なくなることが一番困ります。だから、そこをアグリゲータがしっかり保障するよと言ってくれたらマーチャント方式が生まれます。今、イギリスではこのマーチャント方式で施設整備が進んでいる。

まとめに入ります。日本は、世界でもまれなごみ処理インフラを国が支援して整備した国で、富める自治体も貧しい小さい自治体も焼却炉を建てようと思えば建てられます。国の財政支援が手厚いのです。ある意味、憲法にうたう最低限度の文化的生活を保障する政策で、ごみ処理インフラを普及させてきた。

また、明治政府の衛生思想が、ドイツ細菌学の流れで、森鷗外は滅菌（焼却）処理が伝染病には一番効果的と考えて焼却処理を広めていった。しかし、今、循環経済を作るという課題に向かうときに、この伝統的な政策をどのように変えていくかが大きな問題だということです。

ごみ処理財源も苦しくなっている。どんどん補助金、交付金を出しますけれど、1,200兆を借金していますから、そこを考えないといけないわけです。

財務省は、環境省から自治体への財源支援をもうやめて、独立採算的な事業体に変えようとしている。水道も下水もそうしたように、ごみもいよいよ一般会計から離しましょうという話が結構強くなってきた。それは、やはり経済性をよく考えた施設運営、あるいは施設建設ということをやろべきという考えが背景にあります。

最後に、これからどうするか。

ふじみ衛生組合も、そろそろ20年目が来ます。延長のときの契約の仕方は、よほど考えないと、ごみが減っていく。今みたいに固定費が98%というのは、もう許されません。ごみがないのに98%も取るのかという話になりますから、そういう意味では、今からでも次の契約はどうあるべきかを研究したほうがいいと思います。

ですから、日本のごみ処理のいいところが、今、曲がり角に来ているという、そういう気がいたします。

(拍手)

【事務局】

先生、ありがとうございました。

ご質問のある方、手を挙げていただいてもよろしいですか。どなたでも、傍聴の方でも結構です。

B委員、どうぞ。

**【B 委 員】**

大変貴重なお話をありがとうございます。P F Iというのは、今世界中で手を広げているとのことですが、この事業者が万が一破綻するという可能性はないのでしょうか。

**【藤吉委員長】**

それが、契約上ごみが減っても、固定費を払わないといけないという契約になっているのです。だから、ごみが減ったらあなたたちには頼まなくていいという契約にしておく。ただ、P F I事業者も逃げる可能性もあります。ですから、今は、その契約をどう結ぶかで破綻を回避する契約にしているのです。とはいえ、ごみが相当減る可能性があるから、ここまで減ったらまた契約協議は見直しだというようなことは入ってくると思うので、相当苦しい。

特にイギリスは、リサイクルも進めようとしていてごみ焼却場をどんどん造っていますけれども、アグリゲータがごみを保障すると言っているから造れている。それが、実際足りないとなったら、きっと東欧辺りから持ってくるのです。燃料を供給することを考えてP F I事業者が破産しないような、収集のほうの工夫をするという考えもあり得ます。

**【B 委 員】**

ありがとうございます。

**【事 務 局】**

C委員、お願いします。

**【C 委 員】**

ヨーロッパではEUが全体の国の方向づけをしているというようなお話が最初にありましたけれど、私が思うに、各国によって最適方法というのは違うのではないかと。例えば、日本でも北海道と東京では、ごみ処理の仕方は、人口密度が違うわけだから、違って当然です。それを、ヨーロッパ全体を一つの方向に持っていこうというのは、何か無理があるような気がしてしょうがないです。

**【藤吉委員長】**

全くそのとおりです。それを今日は強調したくて講演しているようなもので、EUはもう一体ではないし、ああいう統一した目標を設定することは相当無理があるというのは今日一番言いたいことで、同じ意見です。

**【事務局】**

ほかにどなたかいらっしゃいますか。せっかくなので感想でも。

D所長、どうぞ。

**【D所長】**

エコサービスの宮村です。本日は貴重なお話をありがとうございました。

日本とEUの比較という表がありまして、その中で日本は焼却率が全国平均90%という数字で、案外高いと思いましたが、家庭からごみを出すときは分別して出しているようなことが頭の中であって、それに対して焼却率がこんなに高いというのは、現実的にどういう状況なのでしょう。

**【藤吉委員長】**

日本の廃棄物処理というのが、毎年出ます。あの中で、最後に焼却している量をトータル量で割ると重量ベースでそれぐらい行きます。

**【D所長】**

分かりました。ありがとうございます。北欧の50%となると、こういったものがリサイクルされているという形になるのでしょうか。

**【藤吉委員長】**

デンマークなどは埋立てが1%ぐらいしかないから、焼却処理しなかったものはリサイクルにいきます。日本と同じように、容器包装プラスチック、紙、段ボール、金属類、そういうものはリサイクルが結構進んでいます。それでもまだ65%には、いってなくて、50%止まりになっているから、もう少し徹底してやりなさいという話になっています。

**【D所長】**

ありがとうございました。

**【E委員】**

生産者責任というところで、例えばプラスチックごみを考えると、ライオン、花王、P&Gといった企業は非常に沢山プラスチックごみを出すわけです。それを自治体の費用で焼却していくと、これは一種の企業に対する補助金です。そう

すると、官民一体となって企業を応援している感じがする。そして真面目な市民は一生懸命プラスチックごみを減らそうとしているというなかなか面白い構図が見えてきますけれど、ヨーロッパでは、最終責任も企業に持たせようとする動きは相当活発なのではないでしょうか。併せて、日本ではどうなっているのでしょうか。

**【藤吉委員長】**

最近、循環型社会を作るということでEPRがどんどん強くなってきていて、この概念をどう適用するかというのは国別で少し違っていています。容器包装も、ドイツなどはDSDという組織が収集から資源化までやっていますけれど、日本の場合、収集を自治体がやっているのは、EPRから見たら中途半端です。

それから、フランスなどは、自治体の収集システムは使うけれど、収集の金を払うということになっています。だから、EPRの考え方は国ごとに財界とか事業者との接点でいろんなタイプのものがありますけれど、少しずつドイツ風なスタイルに進めてくださいというのがEUの勧告なのです。

日本もそこに持っていきたいと思っている。それで一番成功したのは自動車リサイクルで、買うときに払ってしまう。廃車するときリサイクル料を取られるわけではない。

プラスチックのリサイクルでもそういうのを作ろうとしていますが、全部自治体負担で、嫌だったら交付金は出さないと脅しが入っているぐらいです。そういうのは日本風に製造事業者との合意を地道に取りながら定着するように持っていこうと。これが定着しないまま、同意しないまま急に法制化すると、不法投棄が起きてしまう。それから、フリーライダーといって、全然金を払わない人が出てくる。そういうのは逆に環境を損なうということで、日本では慎重にそこへ持っていくという感じで政策を進めています。

**【事務局】**

ありがとうございます。

お時間はありますが、どなたかいらっしゃいますか。

A副会長、どうぞ。

**【A副会長】**

本日の機会を一番楽しみにしていたのは、今日欠席している会長だと思いません。会長が、藤吉先生に皆の前で説明してもらうことに意味があるという提案が

あって今日があったのです。彼のことを思うとそんな感想しか出てきません。

**【事務局】**

ほかにありますでしょうか。

F委員どうぞ。

**【F委員】**

地味な発想ですけど、稼働率が落ちて、そうすると発電率が下がって発電施設が減るということは、簡単に言うなら燃えるごみはたくさん出した方がいいということなんでしょうか。私たちは、自治会などで、なるべく無駄なごみを減らそう、プラスチックを減らそうという運動もやっていますが、要らないことをしたというニュアンスがあるのですが、その辺、どうなんでしょうか。

**【藤吉委員長】**

そこです。要するに、独立採算制で企業として独立でやってくださいということとで向こうは効率化を図ってきました。リサイクルでごみを減らしてしまうと、ここが倒れてしまう。でも、ヨーロッパは、今は倒れてもいいという方針なのです。でも、倒れてたまるかというので、企業の皆さんは東欧から集めてくるとか、よそからバイオマスを持ってくるとか、何かやらなきゃいけない。そういう状況になっています。

日本の場合はどうかというと、今後ごみは減ります。3Rで減るのではなくて、人口も減っていますから減るのです。そのときに、皆さん、稼働率が50%いっていなくても、一般財源でやっているから日本人はけろっとしている。日本の現実で、これは本当に余裕があつていいということなのだろうか、50%で運転するというのは無駄なのではというのは今後考えないといけないことです。だから、次の施設を建てるときに、よっぽど広域化して、施設の規模をぎりぎりまで下げていくという政策を取らないと、本当に無駄に出ていくことになりますね。

**【事務局】**

では、そろそろ時間ですが、最後に何かぜひ聞いておきたいことがある方はいらっしゃらないですかね。大丈夫ですか。

これで先生のお話を終わりにしたいと思います。皆様、拍手をもってお礼に代えさせていただきます。

**【藤吉委員長】**

どうもありがとうございました。

【事務局】

すみません、会場を整理しますので、少しだけお待ちください。

(会場整理)

### 3 前回会議録の確認等

【事務局】

ここから会議を再開させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【A副会長】

改めまして、こんばんは。ここから会議に入ります。残り1時間で会議を進められるように、説明、質問される際には要点をまとめてご発言をお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況を、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

本日の出席者は、23人です。全委員は27人であり、半数以上が出席されています。ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱第7条第2項に基づき、会議は有効に成立していますことを報告します。

【A副会長】

ありがとうございます。

次に、前回6月2日開催の地元協議会会議録について諮りたいと思います。該当は、お手元の資料9ページから44ページまでとなります。会議録の内容について、ご指摘のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、第85回ふじみ衛生組合地元協議会会議録(要旨)を承認することといたします。事務局で公開の手続きを進めてください。

### 4 協議事項(1)(仮称)新リサイクルセンター整備工事に関する工事協定書について

【A副会長】

それでは、次に、協議事項(1)、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

私から、1点目として、(仮称)新リサイクルセンター工事協定書についてご説明をさせていただきます。資料は、45ページをお開きください。資料4になります。

こちらは、前回6月に開催しました地元協議会でご協議をいただき、その後修正をさせていただいた工事協定書(案)になります。本日協議させていただきたい事項としましては、この協議書の内容と協議書締結の相手先の2点になります。

資料4の協定書(案)において、前回から変更した内容についてまず説明をさせていただきます。45ページをご覧ください。

黄色に塗っている文字が追加したもの、赤の取消線が削除・修正したものでございます。

このページでは、まず工事の件名を契約書のとおり修正をいたしております。

それから、第1条のところをご覧くださいと思いますが、工事概要につきましては今後の設計協議においての変更もあることを踏まえた修正でございますが、この中で、第6号(6)になりますけれども、「地上5階建て地下1階建て」というところがありますが、これを「地上6階建て」と修正しております。これにつきましては、工場棟側の一部に中2階、よくM2と書いてあるところがあると思いますけれども、中2階がありまして、建築基準法によりますと、これを一つの階というふうに数えるということになったため、表示が変わったものでありまして、実際に建物の高さが変わったものではございません。

次に、第3条になりますが、現場着工の日が、当初の2月15日の記載は日曜日であったため、翌日月曜日の16日と修正をさせていただいております。

1ページめくっていただいて、46ページをお願いいたします。

第6条第2項におきまして、当初「Dゲート」、「Eゲート」と記載してございましたけれども、この表現は分かりにくかったために、「東八道路沿いにある既存のゲートから入場し、工事専用新たに設ける退場ゲートから退場する」ということに修正させていただいております。

第4項以降は、「乙は」ということを入れておりまして、ふじみ衛生組合のことですけれども、「乙は」ということを入れさせていただいております。

47ページの第8項、一番上から2行目になりますけれども、工事用車両の表示についてですが、「ステッカー等」と入れさせていただいていますが、ダッシュボードのところ、運転席の前とか、そういったところに表示をするということも考えまして「等」というふうに入れさせていただいております。

1ページめくっていただいて、48ページをお願いいたします。

第13条におきましては、この後の51ページでございますように、前回の協議会でG委員より提案のありました火災予防策につきまして、その趣旨を踏まえまして修正をしております。

第15条の第3項目ですが、前回の協議会の中で問題提起いただきました建設作業員の喫煙についての修正でございます。工事現場内の喫煙につきましては、建設作業員のおおよそ90%が喫煙者であるということ、現在人手不足が叫ばれている中で、全面禁煙としますと、当組合での作業を避けられ建設工事が進まなくなることも懸念されます。こういった観点を考えまして、喫煙を認めていきたいと考えております。

ただし、法や条例の考え方を踏まえまして、受動喫煙防止、これが大事だと思いますけれども、受動喫煙防止と喫煙者の権利のバランスを考慮しまして、工事現場内に区画表示をしまして、当然のことですが、この場所のみ喫煙可能としまして、指定場所以外及び組合周辺での禁煙の徹底を図っていききたいと考えております。

最後に第16条の第3項でございますが、前回の地元協議会におきましても、協定書の締結の相手先として、ここに記載のように地元協議会会長と地元協議会の全自治会等が署名・押印をするのか、または地元協議会会長が代表として署名・押印するのかを本日協議していただくいただきたく、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

#### 【A 副会長】

事務局の説明が終わりました。協議する内容が2つございます。1つ目は工事協定書の内容について、2つ目は協定書の署名・押印を地元協議会会長と全自治会が行うか、または地元協議会会長が代表して行うかということです。

まずは、工事協定書の内容について協議いたします。なお、工事協定書の件に

つきましては、現在の地元協議会メンバーで決定したいので、本日内容がまとまらない場合は10月までに地元協議会の臨時会を開催しますのでよろしく願いします。

それでは、初めに工事協定書の内容について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

H委員、どうぞ。

**【H 委 員】**

13条の火災防止対策の2項のところで、「現場内での喫煙やたき火、その他の作業以外の火気の使用を禁止することとし」とありますが、15条のところでは「喫煙場所を定める」ということになっています。13条のところは喫煙を禁止するような書き方に受け取られそうですけれども、いかがでしょうか。

**【事 務 局】**

表現として、喫煙とたき火が禁止というような捉え方になるということですので、「現場内での指定場所以外での喫煙」というような形を取らせていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いします。

**【H 委 員】**

そういう方向でよろしいと思います。

**【A 副 会 長】**

今、13条についてH委員からご質問がございましたが、一方、15条のところでE委員から前回ご質問があったところが記載されているようですが。

**【E 委 員】**

都条例に沿った内容であれば、それは問題ないと思います。多分、喫煙場所を定めるというのは、オープンな喫煙場所ではなかったような気がします。いわゆる囲いがあるプレハブみたいなものを想定しているのではないかと。そこは、都条例の細かい内容まではよく知らないのですが、多分、条例はこういった形だったと思います。副流煙の防止というのが一番の課題だったということで、それを調べていただければ。

**【事 務 局】**

はい。調べました。

**【E 委 員】**

そうでしたら、いいです。

【A 副会長】

B委員、どうぞ。

【B 委員】

作業人数は最大で1日どのぐらいを見られていますか。

【事務局】

まだ明確に人数というのは把握できませんけれども、一番多いときが建物の内装、壁を造ったり、設備を入れたりというところになると思います。私の経験ですと、多いときで200人とか300人、ピークではそのぐらい入るかと考えております。

【B 委員】

200人の90%が喫煙者だとすると、その人数を入れられる喫煙所を設けないといけないことになってきますけれども、それは大丈夫なんですか。

【事務局】

これからのいろいろな取決めになると思いますが、事業者側で時間を定めて分けるとか、そういったことも含めて検討する余地があると思います。

【A 副会長】

よろしいですか。

それでは、E委員、どうぞ。

【E 委員】

前回は気になったのですが、団体名をぞろぞろと言ったら失礼ですが、書かないといけないですか。つまり、法的な当事者性って全くないと思うのですが。

【A 副会長】

2つ目のご質問ですか。

【E 委員】

2つ目です。地元協議会の代表だけでいいと思います。もしあえて言うなら、団体をずらずら並べるのは、むしろ選挙の立会人的な、公正に行われたか、不正が行われなかったかという立会人的な位置づけで、法的には地元協議会で全然問題ないと思います。任された方々も全ての自治会の会長に印鑑を取って回るのは、結構無駄な時間のような気がします。この建物を造るときには反対運動な

どいろいろあったので、念のため、言わば保険をかけたような感じだったと思いますが、今はもういらぬのではないか。いかがでしょうか。

【A 副会長】

今、2つ目の議論に入りましたけれども、ご質問がないようですが、1つ目のほうはよろしいですか。

ほかのご意見、今のE委員とまた違うご意見などがありましたら挙手をお願いできればと思います。特になんということであれば、地元協議会会長が代表して行うということで、皆さんの意見がまとまったというよろしいですか。

(挙手なし)

それでは、皆さんの総意ということで、そのようにさせていただきます。

(2) (仮称) 新リサイクルセンターの屋上の利用について

次に進みたいと思います。(仮称) 新リサイクルセンターの屋上の利用について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

私から、協議事項の2点目といたしまして、(仮称) 新リサイクルセンターの屋上利用につきましてご説明させていただきます。

資料は53ページ、資料番号5をお願いいたします。

こちらの内容は、前回6月2日に開催した第85回地元協議会にて協議をお願いした内容と同様になりますが、前回ご欠席の委員もいらっしゃるかと思いますので改めまして説明させていただきます。

お手元の資料は、リサイクルセンター更新工事を受注いたしました事業者からの提案資料になります。

こちらは、新しいリサイクルセンターの建築イメージを南東方向側から見たものになります。新しいリサイクルセンターにおける屋上利用の場所につきましては、下段の赤い丸で囲った建物の南側、東八道路に近い部分の中央部分に屋根のない開放型の屋上を計画しております。

続きまして、54ページをご覧ください。上段のイラストは、このエリアを建物内部、北側から南側に向かいまして見たレイアウトになります。左側、赤の丸で囲った部分には足湯を、また中央部分についてはベンチスペースを設置いたし

ます。さらに、右側には展示用の太陽光パネルを設置するなど、詳細は現在進めています事業者との設計協議の中で調整してまいります。本日協議をお願いしたい内容は右側奥、南側部分の市民提案型アクティビティスペースの利用方法でございます。

同じ54ページの下段右下のイラストをご覧ください。こちらは、このエリアを上から見たイメージになります。赤い丸は足湯を設置する予定のエリアで、その左側、赤の四角で囲った市民提案型アクティビティスペースと、赤文字で書かれた場所が提案スペースになります。広さで言うと7メートル掛ける6メートルほどで、42平方メートルを予定しております。

事業者からは、資料の左側にありますとおり3つの提案がありまして、市民菜園、遊具広場、バーベキュー広場の3つの案が示されております。

このページ以降の55ページから56ページにございます3枚のスライドですが、この3つの案をそれぞれ当てはめたイメージになります。

なお、本日の資料の27ページから31ページにかけては、本案に対する前回議事録が掲載されておりますので、ご参考にさせていただき、本日お示しする3つの案、またそれ以外にも新たな提案等がございましたらぜひご意見をいただければと存じます。

本日は、地元協議会の委員の皆様、地元市民の皆様への還元機能として、新しいリサイクルセンターの屋上利用にふさわしいものを選定していただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【A 副会長】

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手でお願いいたします。

I 委員、どうぞ。

#### 【I 委員】

意見といいますか、質問ですけれど、3つのアクティビティの利用に市民菜園、遊具、バーベキューとありますが、この中の市民菜園とバーベキューは、どこかそれを運営する会社を使ってやるということですか。全部参加者だけでできるものではないと思うのですが。

【事務局】

今は使い方についての設計協議をしているところでございまして、具体的に市民菜園やバーベキューというプランになった場合には、その後実際にどんなところがこの事業に携わるのか検討していくこととなりますので、今どこの会社がやるとか、どこのNPO法人がやるとか、職員がやるとか、そういったことは一切決まっておられません。もし採択された場合には、その後どういった形で運営をしていくのかというのを検討していくこととなります。

【A 副会長】

よろしいでしょうか。

【I 委員】

ありがとうございます。そうしたら、今この中で決めていくということだと思いますけれど、コンセプトに触れ合いみたいなことが書いてありますが、ターゲットは、ファミリーにするとか、老人にするとか、極端ですけど、そういう考えはお持ちなのでしょうか。

【事務局】

今回、ターゲットにつきましては逆に市民の皆様にご提案をいただきたい。こんなターゲットだからこういう案がいいのではというのをご提案いただければそれを採用したいということで、我々としてはターゲットも含めて市民の皆様のご意見を伺うということで今回提案させていただいたものでございます。

【A 副会長】

B委員、どうぞ。

【B 委員】

スカイデッキに行くまでの動線はどのように考えているのですか。

【事務局】

動線でございますけれども、建物内にエレベーターが設置される予定でございます。53ページの一番上の段にイメージパースがございますけれども、南東側から見たガラスの部分、こちらが階段になっておりまして、この階段の奥にエレベーターができる予定です。したがって、エレベーターで上がりまして、ちょうどエレベーターを降りたところから5メートル、10メートルぐらいのところに屋上がございます。

【B 委員】

記憶が不確かですが、確か見学コースの設置があったかと思ったのですが、それはありますか。

【事務局】

見学コースは、3階にございます。3階に見学者ルームがありまして、工場内をほぼ一周できるような見学コースを3階に設ける予定でございます。

【B 委員】

考えていたのが、例えば、見学コースをたどりながら、小中学生向けに別のクイズラリーを設置して、それを動線にして屋上まで連れていくようなものができればいいなと思いました。

【荻原事務局長】

運用面についてはこれからの検討となりますので、今いただきました貴重なご意見を踏まえて動線についても考えていきたいと思っているところでございます。

【B 委員】

そういった意味で、屋上は、家庭菜園やバーベキュー施設ではなくて子供の遊具でいいのかなという点と、今年もそうですけれども夏場はとにかく暑いので、どうしても日陰がないと誰も来なくなってしまうと思うので、その辺も検討していただければと思います。

【事務局】

貴重な意見ありがとうございます。

【A 副会長】

どうぞ、E委員。

【E 委員】

リスクとコストで考えなければいけないと思います。一番リスクが高いのは火を使うバーベキュー広場です。イニシャルコストはそんなにかからないけれど、汚れたり、燃えたり、焦げたりしてランニングコストはかかると思います。その次に、市民菜園。というのは、虫の問題等いろんなことが起こってきますので、リスクは中ぐらいかと。遊具広場というのは、一番リスクは低いので、年に二、三回のメンテナンスは必要かもしれませんが、それを考えると遊具広場を造

って後は好きにどうぞというのが一番簡単でいいと私は思います。ここへ来てバーベキューをやろうという人は少ないと思います。

【A 副会長】

ありがとうございます。

C委員どうぞ。

【C 委員】

私も全く同じで、やっぱり家庭菜園とかバーベキューは管理体制が大変だろうと思います。今おっしゃられたようにコストも考えるべきだし、運営面も誰が担当するのか。結局はそういうものに税金が使われるようになるのだろうと思いますので、なるべく簡単なもので、この中なら遊具広場ぐらいがいいかと思います。

以上です。

【A 副会長】

F委員、どうぞ。

【F 委員】

この辺は、三鷹と調布で、自由広場まで行かないと公園がありません。公園と簡単に言っても、夏は暑く、冬は寒い。ここは屋上ですけれども、冷暖房完備の簡単な公園にさせていただくと子供も年寄りも喜ぶと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

冷暖房完備まではなかなか難しいですけど、例えばひさしを前面に張って日陰を作るとか、そういったことは検討できますので、ご意見を踏まえまして今後さらに設計協議を進めてまいりたいと思っております。

【A 副会長】

ありがとうございます。

ほかの方、よろしいですか。

それでは、簡単で日よけがあるイメージになってきたような気はしますけれども、その中でいろいろな遊びが自由にできるということにもつながるのかもしれないので、その辺を今後具体的に検討していくことになりますか。

遊具広場を中心に考えて、冷暖房は無理にしても、ひさしといますか、お天

道様対策を考えて、子供が走り回れることにつながるところもあると思いますので、遊具広場案を中心にまとめていただくということによろしいですか。

【A 副会長】

J委員、どうぞ。

【J 委員】

お聞きしたいのですが、足湯スペースは、常にお湯ですか。温泉というか、夏でもお湯ですか。

【事務局】

今は温かいお湯、基本的には焼却施設で発生した熱エネルギーで水を温めるというような考えでおります。確かに夏暑いのに温かいお湯、かえって冷たい水のほうが気持ちいいよというようなご意見があれば、それはいかようにでも変更は可能でございます。

【J 委員】

遊具広場を造るのであれば、夏、小さいお子さんが、水遊び程度に入れるような臨機応変にしていただければと思います。

【A 副会長】

ほかの方、よろしいですか。

夏であれば、別に温熱を使わなくても自然に温かくなるのではいかとも思いますが。

ほかに質問がなければ次に進みたいと思います。

【B 委員】

足湯は絶対に造るということですか。

【事務局】

そうです。

【B 委員】

当然水循環になるかと思いますが、消毒も、全部設備も付けられる。

【事務局】

基本的には、定期的に水質検査を行いますし、ある一定の時間がたった場合には水を入れ替えるということで、衛生面には十分配慮していきたいと考えております。

【B 委員】

先ほど言っていたように、夏場、子供がプール代わりに入るのも可能になると  
いうことですか。

【事務局】

そうです。水質検査はしますから、公衆浴場同様に安全面には最善を尽くした  
いと考えております。

【A 副会長】

ありがとうございます。

それでは、ご意見がなければ次に進みます。

## 5 報告事項

### (仮称)新リサイクルセンターに関する生活環境影響調査について

【A 副会長】

それでは、次に、報告事項の新リサイクルセンターに関する生活環境影響調査  
に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料6、広報ふじみ衛生組合、9月5日号をご用意いただきたいと思  
います。

今回の新リサイクルセンター整備工事に伴いましての生活環境影響調査につ  
いて記載しておりますので、ご説明いただきます。

裏面をお願いします。生活環境影響調査におきましては、この新しい施設が周  
辺地域に与える影響を評価しまして、適切な対策を講じるための大切な調査と  
なります。

まず、下段をご覧ください。この表は調査をした項目、環境保全対策について  
記載しております。表の上のほうに、帯といいますか、2行書いておりますけれ  
ども、こちらは結果を記載しております。各項目におきまして、表の右側にあり  
ますように環境保全対策を適切に実施することにより影響が回避または低減さ  
れ、生活環境の保全上の目標を満足できるものと評価しております。

この内容につきまして、説明会等を実施します。広報の上段のほうをご覧だ  
さい。

生活環境影響調査につきまして、説明会と縦覧、意見募集のスケジュールでございます。

まず、説明会ですけれども、2回行います。1回目が令和7年9月12日（金）の18時半から20時半まで。2回目が9月13日（土）の10時から正午まで実施をいたします。場所は、ふじみ衛生組合クリーンプラザ、こちらの研修ホールになります。

調査書につきましては、縦覧を行いますけれども、縦覧期間は9月8日から10月7日までとなっております。場所につきましては、ふじみ衛生組合、三鷹市ごみ対策課、調布市資源循環推進課となっております。

また、意見書の提出期間でございますけれども、9月8日から10月22日までとさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

#### 【A 副会長】

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手でお願いいたします。ございませんか。

ご意見が特になければ、次に進めたいと思います。

## 6 その他

### （1）令和7年度地元協議会施設見学会の報告について

次に、その他、（1）施設見学について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

お手元の57ページ、資料7をお願いいたします。

地元協議会において、7月4日（金）に日の出町の東京たま広域資源循環組合を視察してきました。該当箇所は、61ページまでです。詳細は後ほどご確認ください。

以上です。

#### 【A 副会長】

施設見学について、事務局から説明がございました。

### （2）委員改選について

**【A 副会長】**

次に、委員改選について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

63ページ、資料8をお願いいたします。

第8期の地元協議会委員は、今年11月3日までとなることから、委員の推薦依頼を8月上旬に各団体の代表者に既に送付させていただいております。回答期日は9月26日（金）とさせていただきましたので、関係の方にお伝えいただければと思います。

以上です。

**【A 副会長】**

ここで、私から皆さんに協議していただきたい件がございます。3ページの資料1、地元協議会委員名簿をご覧くださいまして、地域自治会等代表の4番目に香風自治会というのがございますが、今、香風自治会は休会となっています。香風自治会の代表として出席いただいておりますC委員には、地元協議会委員として残ってもらいたいと思っております。この場で地元協議会委員の皆様で諮っていただいて、そのまま継続でC委員に委員としてお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

**【事務局】**

補足をさせていただくと、香風自治会様自体が休会ということで、今、自治会長が不在のような状況です。本来であれば、各自治会の会長から推薦状を頂いて委員としてご就任いただくのですが、物理的にそれが不可能な状況です。自治会自体は存在しておりますので、推薦状が物理的にないという事象が障害になっているだけでございます。皆様のご意見の総意が、もしそれでよろしいということであればC委員を次期委員に。もちろん、C委員のご承諾がなくては駄目なのですけれども、皆様のご承認がいただければぜひやっていただこうというような趣旨でございます。

**【A 副会長】**

ご意見がございましたらお願いします。

F委員、どうぞ。

**【F 委員】**

反対するわけではないですけれども、自治会というものがあって、その代表で出てきていて、持ち帰って自治会の人と相談するとかありますけれど、休会の場合にはできないわけですが、それでもよろしいのでしょうか。

**【事務局】**

F委員のご心配はおっしゃるとおりでして、実際、自治会自体が、消滅はしていませんけれども、そういう場がないということになります。例えばのケースとして、今回工事協定書のケースがございますが、仮に、自治会長が判こを押すということになった場合、香風自治会さんは代表者がいませんのでそこには署名ができないという事態が想定されるということがあります。けれども、この中でご意見をいただく分には、事務局ではなく委員の立場として発言させていただきますが、ご意見をいただく人が多ければそれだけ皆さんも活性化になるのかなど、委員の立場としてお答えさせていただいているところです。

**【F委員】**

それでしたら、調布地区から委員を出したと思うのですが、そのときにやっておけば、自治会の代表が休会でも出てくるのだなど、すっきりしないようなことはなかったのではないのでしょうか。

**【A副会長】**

ほかの委員の方はいかがですか。自治会の高齢化ということで、会長が休んでしまうというようなことが多分ほかでも起きる可能性はあると思います。

**【F委員】**

ですから、今後高齢化が進んでこういうことが多々出てくると思うので、ちょうどいいチャンスと言ったらおかしいですけども、これはこれで進んでもらっても構わないですが、前にも急遽出られなくなった方もいらっしゃいましたから、今後こういうことがあったときにどういう形を取るかというのをここで一回決めておけば今後こういうことになったときもバタバタしないで済むと思いました。

**【A副会長】**

そこは考えないといけないなと思います。

**【B委員】**

C委員は、香風会として出るのですか。自治会の名称は香風会の名前をそのま

ま継承するというのでしょうか。

**【A 副会長】**

自治会は存在しているので、形の上ではそうなります。私としては、今は休会ですから、またエンジンがかかって動いてくれるだろうという期待は十分持っています。もう一回香風自治会の起動がかかってくれることを願って、C委員にその間をつないでもらうという意味合いというふうに私は思っております。今後、多分ほかでもそういうことが起こったときに、この地元協議会でも了解をいただいて、本人もその間つなぎで出ることが可能だという話がつながれば、その策でいくことが現実的ではないかと思って提案をしているところです。

**【B 委員】**

今、全国的にそうですけれど、自治会がどんどん減っている状況で、これから自治会自体がなくなった場合に、地元協議会の委員の人は、どうなるのかというところです。

**【A 副会長】**

とても根本的な話で、現在でも調布のほうは、2つの自治会から委員が出ていない状態です。地元協議会を構成している自治会がどんどん活性化しなくなって、委員も出せなくなってきて、自治会も存在しなくなるという、つくり自体が今のままでは無理だということに来るかもしれません。地元協議会という行政と地元住民が共に協議できる場を今のままだと究極のところ失ってしまう可能性すらある。C委員は、この施設が建設される初期段階からずっと携わっていただいている委員でもございますので、今までの貴重な経験の中継している間に香風自治会の再起動を願っている。ほかの自治会でも同じようなことが十分予想されるので、委員の出し方そのものを深く考えないといけない時期もそう遠くないのではないかと。今は、そこまでどうこうとは思っておりませんが、近いうちに、大きな意味で考えないといけないことが出てくるのではないかと考えています。

J委員、どうぞ。

**【J 委員】**

委員の出し方について、根本的に大きく考えると、意見を出し合うのは、とても大事なことですけれども、今、8時20分ですので、時間的に難しいのではない

か。ただ、A副会長が皆さんに問いかけたというのは、香風自治会が今休会中で、ただC委員は発足のときからずっと委員をされていて、とても貴重なご意見や、ご質問をいただいて、私も何年か委員をやっていますけれど、勉強になることがたくさんあるので、2年なり3年、もう1期続けてもいいよというC委員ご自身の気持ちが一番大事だと思います。周りで推して、ご本人がそれは困るということではなくて、大丈夫ですと言うのであれば、休会中の自治会でもありますが、C委員にぜひ続けていただきたいと、私は、個人的に思います。

【A 副会長】

今日、ここで諮るに当たっては、きちんと踏まえないといけないことでもありましたので、C委員の気持ちといたしますか、思いなども一応は押さえているつもりです。ただ、今までにない事例でもございますので、地元協議会の皆さんにもしっかりと諮った上で事を進めたいと思っています。今、調布は2つの自治会が委員を出されていない中、1つが休会になり、当初は予想していませんでしたけれども、こういうことは今後起き得るだろうし、考えていかないといけないことだろうと思い、今日ここに諮っていると理解していただきたいと思います。

【J 委員】

私はいいと思います。

【A 副会長】

今、J委員からはそのようなお話がございましたけど、ほかの方、ご意見を出していただきたい。私だけでは決められないので。

それでは、お時間もございますが、私としてはできれば皆さんの賛同をいただいて、香風自治会の件については処理を図りたいと思っています。どうしても駄目ということであれば、ほかのことを考えないといけないこととなりますが、初めてのケースですけれども、私としてはC委員が継続することを皆さんに了承いただきたいというところです。

( 拍 手 )

【A 副会長】

F委員、どうぞ。

【F 委員】

私も、C委員はずっとやっていらっしゃるし、内容もよく分かっていらっしゃ

るので、反対するわけではないです。ただ、これが前例になりますと、今後、私は自治会をやっていますとって1人自治会の方が出てきた時に、オーケーされるわけです。そこは大丈夫ですかと私はそこを心配しています。

【A 副会長】

今、自治会の委員を出しているのは、きちんと自治会として届出を出して、市のほうに認められた自治会になっています。そのハードルは一回越さないと駄目です。多分1人だとそこは通らないと思いますけれど。

【F 委員】

どうでしょうか。きちんと書類を揃えて出せば通るという話も聞いたことがあります。それで変な人が紛れ込むということはないと思いますけれども、政治的な思惑を持たれている1人自治会の方が結構いらっしゃる。だから、そういう方がもし入ってこられて「前例があるじゃないか」と言われたときにどうお答えになるのかなと心配しているだけです。C委員には私も続行して欲しいです。ただ、多分そういう事例もなきにしもあらずで、それを心配しています。

【A 副会長】

揚げ足を取るわけではないけれど、そういうことが起こらないとは言えないということも含めて考えなければということですが、本音としては、調布市側の委員が減るのは困るところで、近い将来のことを考えて、課題として委員の出し方、自治会の在り方を押さえていかないといけない。だから、大きく釘を刺されたような感じにはなりませんけれども、それを考慮した上で、香風自治会の件は、今回は、このような形で対処していきつつ、第3、第4の香風自治会が生まれないうちというのは確かにあると思います。これは調布市だけでなく、多分三鷹市のほうも自治会のひとつは欠席されていますので、やっぱり心配はあるのではないかと思います。

【E 委員】

本来は、2つ提案で、ひとつはC委員という固有名詞をお願いしたいという提案と、もうひとつは将来構想で休会等になったときにどういう対応をしていくのかという2提案です。2提案がごちゃごちゃしていて、固有名詞だけでいうとC委員に皆さん反対しているわけでない。それが組織の在り方としてどうするのかというまた別の提案です。本当は2提案でされたほうが、山田さんがおっし

やったようにすっきりするのではないかと思います。次回に提案されたほうがいいのではないですか。この問題をC委員だけの問題に極小化しないことが、大事だと思います。

**【A 副会長】**

今、E委員に話を整理していただいたところでございます。

それでは、2つに分けて、C委員につきましては引き続き休会中の香風自治会の代表として出席いただく。そして、今後、自治会の休会等を含め、そのような事態にならないようにするために次回以降にきちっと体制を考えるということによろしいですか。

ありがとうございます。それでは、C委員には香風自治会の代表として地元協議会に残っていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次回日程について、事務局より説明をお願いいたします。

**(3) 次回日程について**

**【事務局】**

冊子の資料の65ページ、資料9をご覧くださいませでしょうか。

左側に書いてあるのが地元協議会のスケジュールとなっておりますが、次回につきましては11月を予定しております。次回につきましては、委員改選後の第9期地元協議会の初回となります。誠に勝手ながら、申し訳ありませんけれども、スケジュールの都合によりまして、開催日につきましては11月7日（金）の午後6時半から開催させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

**【A 副会長】**

ありがとうございます。

**7 閉会**

**【A 副会長】**

その他事項について、何かご質問などがありましたら挙手をお願いいたします。

特になければ、これで最後ということで、以上をもちまして第86回ふじみ衛生

組合地元協議会を終わりとしたいと思います。皆様、お疲れさまでした。

— 了 —